

岩国飛行場周辺住宅防音事業に係る新たな施策について (80W区域外郭防音工事)

平成30年7月

中国四国防衛局
企画部 防音対策課

岩国飛行場周辺住宅防音事業に係る新たな施策について (80W区域外郭防音工事)

概要

- 今般、新たな施策として、岩国飛行場周辺における住宅防音工事については、在日米軍再編に係る安心・安全対策として、平成30年度から80W以上85W未満の区域に所在する住宅まで外郭防音工事の対象を拡大することとしました。

岩国飛行場における外郭防音工事の補助対象

区 域	現 状	平成30年度～
85W以上	全ての戸建・集合住宅	全ての戸建・集合住宅
80W以上85W未満	住宅防音工事未実施の RC造系集合住宅のみ	
75W以上80W未満		住宅防音工事未実施の RC造系集合住宅のみ

対象住宅

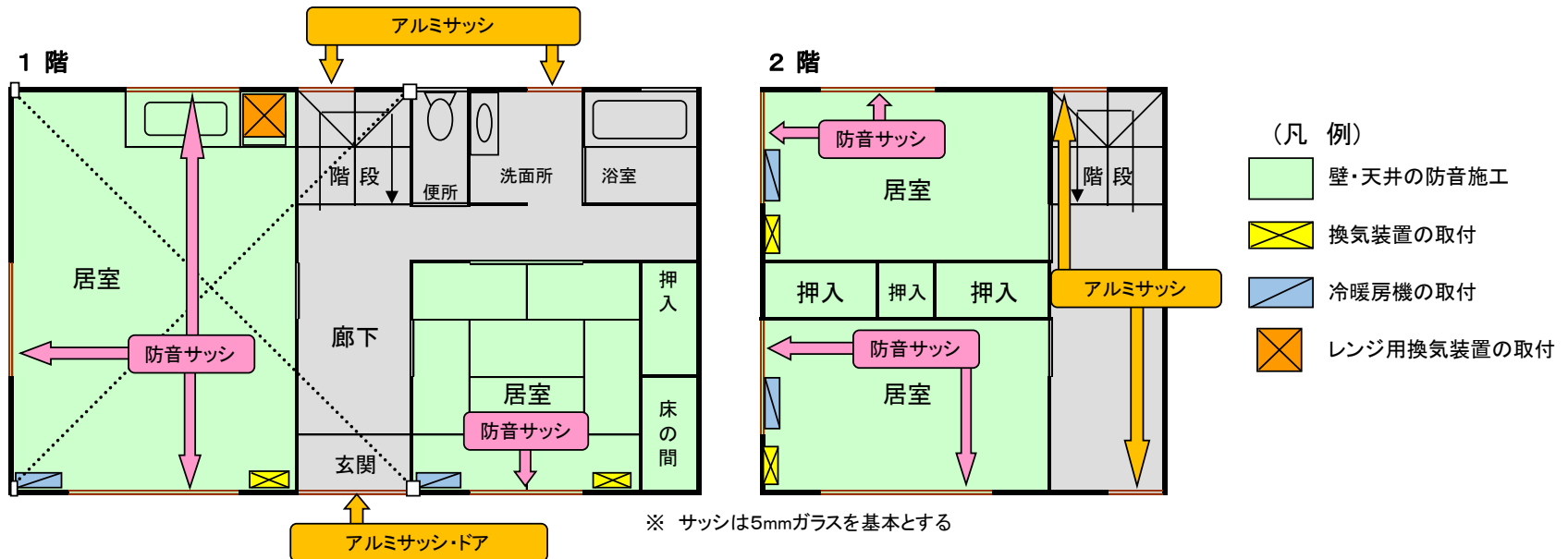
- 80W区域に所在する平成23年9月20日までに建築された住宅。(約4,200世帯)
- 住宅防音工事未実施の居室がある住宅。
- これまで一挙防音工事又は追加防音工事を実施している場合は、工事の完了の日から10年以上経過した住宅。

防音工事の実施優先順位

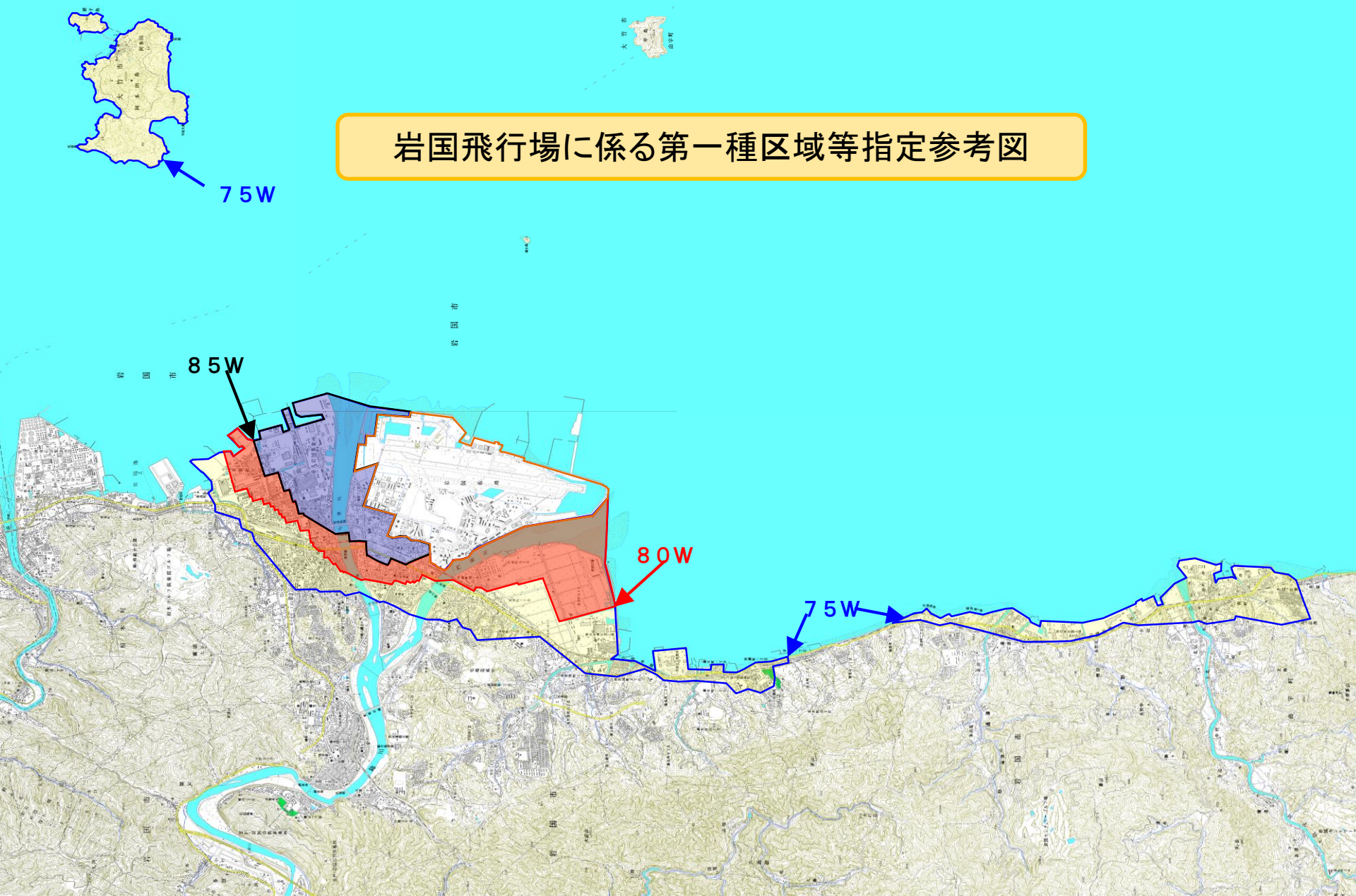
- 原則として、工事希望者から提出された住宅防音工事希望届の受付順に実施。
- なお、高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅を優先。

外郭防音工事標準工法

- 全ての居室（従前は、世帯人員に応じて居室数を決定）
 - ・ 既存天井、壁を撤去し、防音仕様に改造
 - ・ 防音サッシ（5mm厚ガラス）に交換
 - ・ 換気装置、冷暖房機の設置
- 居室以外（内部建具で区分された箇所を除く）
 - ・ アルミサッシ（5mm厚ガラス）・ドアに交換
- 外郭防音工事の標準工法図



岩国飛行場に係る第一種区域等指定参考図



岩国飛行場第一種区域指定告示地番

【昭和55年9月10日告示（80W区域）】

市 町	地 区	丁 目	番 地	地 区	丁 目	番 地	
岩 国 市	東 地 区	飯田町二丁目	1～3、8	川 下 地 区	車町一丁目	8～16	
		昭和町一丁目	17～21		車町二丁目	3～7	
		昭和町二丁目	18		車町三丁目	6～8	
		桂町二丁目	全部【1～6、11】		川下町一丁目	6～13	
		元町一丁目	⑨		川下町二丁目	1～7、11～14	
		元町二丁目	6～10		川下町三丁目	1～4	
		元町三丁目	2～9		中津町二丁目	1、③、④、⑨、10～21	
		元町四丁目	1～11		中津町三丁目	全部【1～11】	
		三笠町一丁目	①、3～7		愛 宕 地 区	門前町四丁目	全部【1～11】
		三笠町二丁目	1～2、4～5			門前町五丁目	全部【1～9】
		三笠町三丁目	1			尾津町三丁目	⑭、⑮、⑯、⑰
		川口町一丁目	1～4			尾津町四丁目	⑪、⑫
		川口町一丁目	1～4			尾津町五丁目	全部【1～12】
	今津山手地区	今津町二丁目	2～10				
		今津町三丁目	8、⑨				

※ ○については、他の区域とも重複している地番である。

全部【 】となっている地番については、その町内で他の区域に指定されておらず、全て80W区域となっている。